

事 務 連 絡

令和 7 年 7 月 1 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会

専務理事 山崎 篤男

工作物の事前調査における調査者制度等の周知について（依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 2 号）、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年環境省令第 10 号）等の施行により、一部の工作物について、令和 8 年 1 月 1 日以降着工の工事から、工作物石綿事前調査者等に事前調査を行わせることが事業者には義務付けられます。これに伴い、関係事業者においては、工作物の事前調査の的確な実施に向けて、工作物石綿事前調査者の確保・育成等、計画的な準備が必要となります。

先般、令和 7 年 3 月 27 日付事務連絡にて「工作物石綿事前調査者制度の周知に関するリーフレット」を送付したところですが、厚生労働省より環境省との連名で、改めて周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

・厚生労働省・環境省通知文（関係団体向け事務連絡）

以上

【担当】事業部 八重樫

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

e-mail jigyo@zenken-net.or.jp